

令和7年9月募集

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



立川市営シルバーピア あき室入居者登録のしおり

入居期限付き物件（ポイント方式）

募集戸数	6 戸
入居予定	令和8年2月以降順次ご案内
募集種別	単身者向 6 戸 二人世帯向 0 戸

オンラインで申込が可能です。

立川市ホームページより立川市営シルバーピア入居申込フォームにアクセスしてください。下記URL、または右の二次元コードからもアクセスが可能です。

<https://logoform.jp/f/cPJmJ>



●申込書配布期間

令和7年9月18日(木) ～ 令和7年9月30日(火)

●申込期間

令和7年9月18日(木) ～ 令和7年10月3日(金)

★注意事項：直接、窓口を持参しても受付けはできません

- ◆ 立川市に引続き3年以上居住している方が申し込みができます。
- ◆ ポイント方式により入居予定者（資格審査対象者）を決定します。

問合せ先 市民部住宅課 住宅管理係 電話523-2111 内線2558

目次

- 申込み方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 募集住宅・入居にあたっての注意等・・・・・・3～4
- 申込みから入居まで・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 入居資格に関する基準日一覧表・・・・・・・・・・6
- 単身者向入居資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・7～8
- 二人世帯向入居資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・9～10
- 所得金額の計算方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 特別控除について・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 給与所得の方・・・・・・・・・・・・・・・・・・13～14
- 事業等所得の方・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
- 年金を受けている方・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
- 申込書の書き方・・・・・・・・・・・・・・・・・・17～18

住宅使用申込書で取得した個人情報、募集業務以外には利用いたしません。
なお、提出書類は返却いたしません。

申込み方法

シルバーピアとは

シルバーピア（高齢者集合住宅）とは、住宅に困窮する高齢者（65歳以上）を対象とし、救急通報システムやLSAの方のサポートがある集合住宅です。様々な仕様やルールがあるため、この募集案内をよくお読みになり、十分ご理解、ご納得いただいた上で、お申込み下さい。

ポイント方式とは

抽せんをしないで書類審査や実態調査をして、住宅に困っている度合いの高い高齢者世帯から順にあき室入居予定者として登録し、上位の方より順次ご案内するものです。

申込みにあたっての注意

- ① 申込書は、1世帯につき1通のみ有効です。重複した申込みはすべてが無効です。
- ② 直接、窓口を持参しても受付はできません。
- ③ 申込書を郵送したあとは、申込内容の変更はできません。また、申込書は返却しません。
- ④ 証明書類（住民票の写し、源泉徴収票など）を添付する必要はありません。資格審査のときに提出していただきます。

郵送申込みの方法

- ① 申込書（裏面あり）に必要事項を記入してください。空欄や資格にあてはまらない記入のある申込書は受け付けできませんので、「申込書の書き方（17～18ページ）」を参考に、間違いのないよう記入してください。
- ② 郵送申込の場合、郵送で申込期間内に住宅課に届いたものに限り受け付けます。
- ③ 直接、窓口を持参しても受け付けはできません。
- ④ 申込用封筒に申込書を入れ、110円切手を貼り、下記申込期限までに郵送してください。
※ 郵便料金不足は受け取り出来ません。

オンライン申込みの方法

- ① 立川市営シルバーピア入居申込フォームにアクセスしてください。
<https://logoform.jp/f/cPJmJ>
- ② 申込期間中のみご利用いただけます。
- ③ 受付は下記申込期限の午後11時59分までです。
- ④ 世帯の必要事項や住宅の状況を入力し、送信してください。
- ⑤ 受付完了メールが届きますのでご確認ください。



申込期限：令和7年10月3日(金) 消印有効

募集住宅・入居にあたっての注意等

1 居住可能期間が決まっています。

居住可能期間:入居後～令和15年1月21日まで

今回の募集は定期使用住宅としての募集です。上記の通り居住可能期間を設けております。十分ご理解いただいた上でお申し込みください。尚、この期間は住宅により異なります。また、市営シルバーピアは、オーナー様より立川市が借上げ契約を交わし、運営を行っております。上記期間とは別に、**借上げ契約が終了した時点で住宅の返還が必要**となります。

2 募集する住宅

今回、募集する住宅は下記のシルバーピアです。いずれもエレベーター付きの建物です。間取り、階数、方位等をご選択いただけません。また、記載している使用料は募集案内作成時点の月額です。入居時には改定されている場合があります。十分ご理解ください。

●シルバーピア玉川上水 立川市砂川町6-33-2

募集戸数 単身者向け 1戸

建設時期 平成5年(1993年)

標準使用料 15,400円～40,900円

交通手段
バス停「金毘羅橋」より
徒歩15分程度
多摩モノレール「玉川上
水駅」より徒歩20分程度
※ 駐車場はありません。



●シルバーピア羽衣 立川市羽衣町1-20-1

募集戸数 単身者向け 5戸

建設時期 平成6年(1994年)

標準使用料 14,500円～39,000円

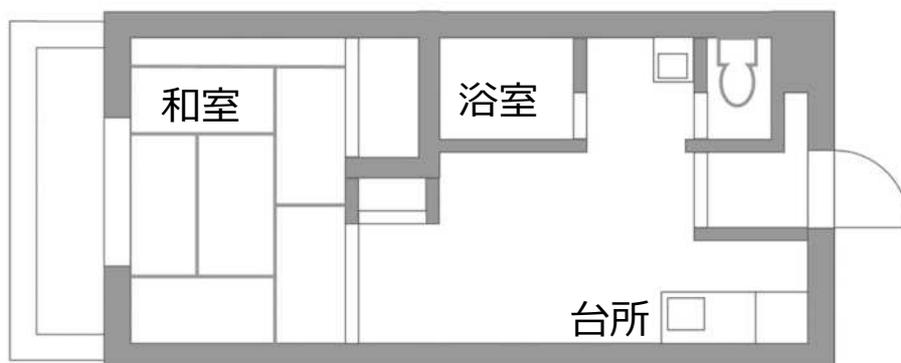
交通手段
JR南武線「西国立駅」よ
り徒歩6分程度
JR中央線「立川駅」よ
り徒歩20分程度
※ 駐車場はありません。



標準的な間取り図は次の通りです。実際の間取りは住宅ごとで異なります。募集する住宅は築30年近くを経過しております。リフォームしておりますが、新築のような状態ではありませんのでご理解ください。

- ・エアコン（1台）
- ・照明器具
- ・電磁調理器
- ・給湯器
- ・救急通報システム

は付属しています。
それ以外の家電設備に関しては入居者様でご用意いただきます。



3 LSA（生活援助員）の方が配置されています。

入居者の日常生活上の協力、安否の確認、緊急時の対応、関係機関への連絡、居住者への情報提供等のためにLSA（ライフサポートアドバイザー/生活援助員）が配置されています。安否確認のため、LSAへ合鍵の提出をお願いしております。予めご理解とご協力をお願いいたします。

4 動物の飼育は禁止です。

他の入居者の迷惑となるので、犬、猫、鳥などの動物の飼育や敷地内での餌やりは固くお断りしています。鳴き声、抜け毛、フン尿等で近隣の方とのトラブルや、環境衛生の悪化の原因となることが多いためです。お断りしている、犬、猫、鳥等の飼育を行っている場合は、新たな飼い主を探すなど、対策を講じてから入居してください。

5 火器の使用を制限しています。

火災予防のため、火器使用に制限があります。調理用には電磁調理器（電力による熱電源）をご用意しております。それ以外の調理設備は使用できませんので、鍋、釜等の機種選択および購入の際は、材質等のご確認に十分お気を付けください。**※ペースメーカー等を使用している方はかかりつけ医にご相談ください。**その他、直火による暖房器具等も使用禁止です。

6 入居後について

単身者の方の使用権承継は認めません。二世帯の場合はいずれか一方が死亡・施設入所・長期入院の場合のみ居住を続けることができます。その他、立川市の条例や指示命令に違反した場合は退去していただきます。

申込みから入居まで

申込み受付期間

令和7年10月3日(金)までに申込みいただいたもの限り受け付けます。

募集のしおりの配布期間は令和7年9月18日(木)から令和7年9月30日(火)までです。

書類審査

令和7年10月14日(火)頃より順次開始予定です。

実態調査（一部の方のみ）

必要に応じて係員がお宅へ訪問し、間取り等を調査します。（平日のみ）

ポイント決定通知

令和7年12月1日(月)頃に発送の予定です。

低順位者

低順位のお知らせ

申込みをした他の世帯と比べて、順位が低く、審査の対象にならない世帯に送付します。

低順位とは抽せん方式による募集の「落せん」と同じ意味です。

高順位者

資格審査

あき室発生後、ポイント1位の方より順に連絡をさせていただきます。

入居資格審査の日時は指定させていただきます。提出された書類はお返しいたしません。

使用許可

失格

入居手続

入居にあたり、以下の要件にあてはまる連絡先となる方1名（または1法人）が必要です。

- ・日本国内に住所を有する成人で、使用者の入居する市営住宅等に同居しない方。
- ・日本国内に連絡のとれる拠点を常設している法人

入居

使用許可日の15日以内に入居していただきます。

入居資格に関する基準日一覧表

このしおりの説明の中にでてくる申込書配布期間、年齢、在留期間（外国人が申込みする場合）、市内居住期間などの基準日は下表のとおりです。

	西暦	和暦	基準日
申込期間	2025年	令和7年	9月18日 から 10月3日 まで
在留実績1年以上	2024年	令和6年	10月4日 以前から日本に在留している
市内に3年以上居住	2022年	令和4年	10月4日 以前から立川市に居住している
小学校就学前の児童	2019年	令和1年	4月2日 以降の生まれ
16歳以上、23歳未満	2002年	平成14年	9月19日 以降の生まれから
	2009年	平成21年	10月4日 以前の生まれまで
18歳未満	2007年	平成19年	9月19日 以降の生まれ
高校修了期までの子ども (18歳に達する日以後の最初の 3月31日までの間にある者)	2007年	平成19年	4月2日 以降の生まれ
成年者	2007年	平成19年	10月4日 以前の生まれ
40歳未満	1985年	昭和60年	9月19日 以降の生まれ
45歳未満	1980年	昭和55年	9月19日 以降の生まれ
60歳以上	1965年	昭和40年	10月4日 以前の生まれ
65歳未満	1960年	昭和35年	9月19日 以降の生まれ
65歳以上	1960年	昭和35年	10月4日 以前の生まれ
70歳以上	1955年	昭和30年	10月4日 以前の生まれ

単身者向シルバーピア入居資格（年齢等の基準日は2ページでご確認ください。）

申込みできる方は、申込書配布期間内に、次の1～6のすべてにあてはまる必要があります。

1 申込者が65歳以上であること

2 申込者が立川市内に3年以上居住していること

1. 申込者が申込日までに、立川市内に引き続き3年以上居住しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
2. 外国人については、中長期在留者で1.の他に申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。

3 配偶者がいないこと、かつ単身で居住していること

1. 配偶者（法律上の配偶者および内縁関係の方（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方）および婚約者、パートナーを含む）がいないこと。
2. 現に同居または別居のいずれの場合でも、配偶者を除いた申し込みはできません。なお、離婚の予定があり、同居している親族が配偶者だけの方は、単身で申し込みできますが、入居資格審査のときに離婚の成立が証明できる必要があります。
3. 同居している親族がいないこと。ただし、次のいずれかにあてはまるときは申し込みできます。
 - ① 同居している親族全員が申し込み後から入居資格審査までの間に結婚し転出、または遠隔地へ転勤もしくは就職することにより、申込者が単身居住となること。なお、入居資格審査のときにそのことを証明できる必要があります。
 - ② 居住している住宅の住戸専用面積が、下の入居資格基準未満であること。

	居住人数	住戸専用面積（壁芯）	居住人数	住戸専用面積（壁芯）
入居資格基準	2人	30㎡	5人	57㎡
	3人	40㎡	6人	66.5㎡
	4人	50㎡	7人	76㎡

壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な算出方法です。
住戸専用面積には、バルコニーは含みません。

- ※ 同居とは、他の法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住することをいいます。（住民票で世帯分離している場合も含む）
- ※ 遠隔地とは、居住地から通常の公共交通機関を利用して片道2時間以上かかる地域をいいます。

4 所得が定められた基準内であること

申込者の年間所得金額が、所得基準の範囲内であること。

※ 所得税法上の扶養親族がいる場合、該当者1人につき38万円を年間所得から差し引いてください。

※ 所得の計算方法については11ページ以降をご覧ください。

所得基準 0 円 ~ 2,568,000 円

5 住宅に困っていること

1. 申込者および同居親族に住宅または土地の所有者（共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。）がないこと。ただし、次のいずれかにあてはまる方は申し込みできます。
 - ① 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。なお、入居資格審査のときに取り壊しの契約書等の提出、入居後2か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書等の提出が必要です。
 - ② 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方。（滞納等、本人に帰責事由がある方を除く。）なお、入居資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書等の提出が必要です。
2. 現に公営住宅のシルバーピアに入居している方、または使用予定者となっている方は申し込みできません。

6 申込者が暴力団員でないこと

ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第六号に規定する暴力団員をいいます。なお、申込者の資格審査をする際に、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会します。

二人世帯向シルバーピア入居資格（年齢等の基準日は5ページでご確認ください。）

申込みできる方は、申込書配布期間内に、次の1～6のすべてにあてはまる必要があります。

1 申込者が65歳以上であること

申込者…申込書の申込者欄に記入する方です。この方が住宅使用許可後の名義人です。

2 申込者が立川市内に3年以上居住していること

1. 申込者が申込日までに、立川市内に引き続き3年以上居住しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
2. 外国人については、中長期在留者で1.の他に申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。

3 65歳以上の同居親族がいること

東京都パートナーシップ宣誓制度創設に伴う入居資格拡大について

- 東京都パートナーシップ宣誓制度が創設されたことに伴い、戸籍上の親族のほか「パートナーシップ関係にある方」も世帯向の申込資格を有することになりました。
- 「パートナーシップ関係にある方」とは「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例第7条の2第2項の証明（東京都パートナーシップ宣誓制度による証明）を受けたパートナーシップ関係にある方」のことをいいます。
- この募集案内で「配偶者」「同居親族」「親族」と記載のあるものは「パートナーシップ関係にある方」も対象となります。また、「夫婦」と記載のあるものは「パートナーシップ関係にある二者」も対象となります。
- なお、資格審査時に東京都等のパートナーシップに関する制度による証明の提出が必要です。
- この募集では、「パートナーシップ関係にある方」を「パートナー」と表記しています。

1. 申込期間に、同居している65歳以上の親族との申し込みが原則です。これにはパートナーを含みます。ただし、配偶者の場合はおおむね60歳以上（申請時に57歳以上）とします。また、結婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申し込みはできません。
2. 内縁関係の方との申し込みは、申込期間以前より同居していて、住民票の続柄の記載が「未届の夫（または妻）」となっており、法律上の配偶者がいないこと。
3. パートナーシップ関係の相手方がいる方の申し込みは、パートナーシップ受理証明書等で確認できること、かつ、法律上の配偶者がいないこと。
4. 現在、別に住んでいる方との申し込みは、次のいずれかにあてはまること。
 - ① 申込者と婚約している方で、入居手続きのときまでに婚姻できること。
 - ② 申込期間に申込者と税法上の扶養関係にある方。
 - ③ 単身で居住している方、または誰からも扶養されていない方で3親等内の血族または姻族の方。
5. 外国人の同居親族については、中長期在留者で、上記①～③のほかに申込期間から審査日まで継続して在留期間を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
6. 上記1～5にあてはまる場合でも現に同居または別居のいずれかを問わず、申込者および同居親族が配偶者と別居する申し込みはできません。なお、離婚の予定がある方は配偶者を除いて申し込みできますが、入居資格審査のときに離婚の成立を証明できる必要があります。

※ 同居親族とは、申込者と一緒にシルバーピアに入居する親族です。

※ 同居とは、他の法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住することをいいます。

（住民票で世帯分離している場合も含む）

※ 申込書を郵送した後は、申込者、同居親族等の変更はできません。

※ 3親等内の血族または姻族とは下記の通りです。

申込者または配偶者の父母、祖父母、子、孫、申込者もしくは配偶者の曾祖父母、伯叔父母、兄弟姉妹、甥姪、曾孫または申込者の曾祖父母、伯叔父母、兄弟姉妹、甥姪、曾孫の配偶者

※今回、募集はありません。

4 所得が定められた基準内であること

申込者および同居親族の年間所得金額が、所得基準の範囲内であること。

※ 所得税法上の扶養親族がいる場合、該当者1人につき38万円を年間所得から差し引いてください。

※ 所得の計算方法については11ページ以降をご覧ください。

所得基準 0 円 ~ 2,948,000 円

●同居親族が、次のいずれにもあてはまらない57歳以上60歳未満の配偶者の場合

所得基準 0 円 ~ 2,276,000 円

1. 心身障害者（次のいずれかにあてはまること。）
 - ① 身体障害者手帳の交付を受けている1～4級の障害者
 - ② 重度又は中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1～3度）
 - ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定される方を含む）
 - ④ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者
2. 原子爆弾被爆者
厚生労働大臣の認定書（被爆者手帳ではありません。）の交付を受けている原子爆弾被爆者であること。
3. 海外からの引揚者
海外からの引揚者で日本に引き揚げた日から起算して5年を経過していないことが厚生労働省の発行する引揚証明書で証明できること。
※ 海外からの引揚者とは、昭和20年（1945年）8月15日の終戦に伴って、やむをえない理由により日本に引き揚げた者等をいう。
4. ハンセン病療養所入所者等
ハンセン病療養所入所者等であり、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。

5 住宅に困っていること

1. 申込者および同居親族に住宅または土地の所有者（共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。）がないこと。ただし、次のいずれかにあてはまる方は申し込みできます。
 - ① 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。なお、入居資格審査のときに取り壊しの契約書等の提出、入居後2か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。
 - ② 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方。（滞納等、本人に帰責事由がある方を除く。）なお、入居資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書等の提出が必要です。
2. 現に公営住宅のシルバーピアに入居している方、または使用予定者となっている方は申し込みできません。

6 申込者が暴力団員でないこと

ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第六号に規定する暴力団員をいいます。なお、申込者及び同居親族の資格審査をする際に、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会します。

所得金額の計算方法

1 まず所得の種類を確かめましょう

給与所得とは

給料、賃金、ボーナスなどの所得です。たとえば、会社員、パート、アルバイト、事業専従者などの所得をいいます。

給与でいう「年収」とは給与所得控除をする前の金額であり、「所得」とは異なるので注意してください。

事業等所得とは

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得です。たとえば、自営業、外交員などの所得をいいます。

これらの所得は、確定申告書でお確かめください。

年金所得とは

厚生年金、国民年金、共済年金、年金基金などの所得です。年金の「所得」とは、受給した金額ではありません。

なお、年金以外の所得がある場合はその所得も合計してください。

13～14ページ参照

15ページ参照

16ページ参照

★所得としないもの

①次の収入を得ている方は、その収入についての所得は0円とします。

仕送り、増加恩給（これに併給される普通恩給を含む）、遺族年金、障害年金、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料、支援給付金等の非課税所得、退職金等の一時的な所得。

②給与所得、事業所得については、過去に収入があっても、申込書配布期間に退職、廃業で収入がない場合はその収入に限り所得を0円とします。（ただし、人材派遣会社に登録されている方は、登録を抹消された日が退職年月日となります。）

③現在は収入があっても、申込書配布期間以降、次のアまたはイの理由により、その年の10月末日までに退職することが申込書配布期間内に確定しており、かつ、退職後無職・無収入となり、そのことが資格審査のときに証明できる方は、申込書に退職年月日を記入のうえ所得を0円とすることができます。（ただし、人材派遣会社に登録されている方は、その登録を抹消された日が退職年月日となります。）

ア 申込書配布期間以降に結婚をするため

イ 現在妊娠中で出産をするため

2 世帯全員の所得の合計はいくらですか？

所得基準表の所得金額は、申込日現在の世帯全員（シルバーピアに入居する世帯全員）の「所得金額の合計」でみます。

収入のある人の名前	所得金額 - 次のページ(B)の特別控除金額★2
	()-()
	()-()
合計	

次のページ(A)の特別控除金額★1

あなたの家族の所得金額

- =

★特別控除金額

所得金額から差引いてください。

詳しくは次のページをご覧ください。

特別控除について

次の『控除の種類』にあてはまるかたで、(A)の場合は申込世帯の合計所得金額から、(B)の場合はその方の所得金額から、それぞれの特別控除金額を差し引きます。

(A) 申込世帯の合計所得金額から差し引くもの（申込者・同居親族・遠隔地扶養者が対象です。）

控除の種類	特別控除金額★1	特別控除を受けられる方	備考
ア 老人扶養控除	1人につき 10万円	所得税法上の扶養対象親族で70歳以上の方	
イ 特定扶養控除	1人につき 25万円	所得税法上の扶養対象親族（配偶者を除く）で16歳以上23歳未満の方	
ウ 障害者控除	1人につき 27万円	① 愛の手帳等の交付を受けている方で3度・4度の方 ② 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で2級3級の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む） ③ 身体障害者手帳の交付を受けている方で3級～6級の方 ④ 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第4項症～第2目症の方 ⑤ 65歳以上の方で①・③と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方	
エ 特別障害者控除	1人につき 40万円	① 愛の手帳等の交付を受けている方で1度・2度の方 ② 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む） ③ 身体障害者手帳の交付を受けている方で1級・2級の方 ④ 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症～第3項症の方 ⑤ 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く方 ⑥ 原子爆弾被爆者の方で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方 ⑦ 常に就床を要し、複雑な介護を要する方 ⑧ 65歳以上の方で①・③と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方	エの特別障害者控除を受ける方は、ウの障害者控除をあわせて受けることはできません。

(A)の特別控除金額の合計 _____ 万円 15ページ上段の特別控除金額★1へ

(B) 特別控除を受けられる方に所得があるとき、その方の所得から差し引くもの
申込者・同居親族が対象です。

ただし、その方の所得金額が特別控除金額より少ない場合は、その所得金額のみ差し引きます。

控除の種類	特別控除金額★2	特別控除を受けられる方	備考
オ 寡婦控除	27万円	① 夫と死別もしくは離婚した後、婚姻をしていない（*1）女性、夫の生死が明らかでない女性、または婚姻によらないで母となり、現に婚姻をしていない（*1）女性で、扶養親族または生計を一にする子（*2）を有する方 ② 夫と死別した後、婚姻をしていない（*1）女性、または夫の生死が明らかでない女性で、年間所得金額が500万円以下の方【①の「扶養親族または生計を一にする子（*2）」のいない方もあてはまります。】	オまたはカにあてはまる方の所得が27万円よりも少ない場合は、その方の所得と同額のみ差し引きます。
カ ひとり親控除	35万円	現に婚姻をしていない方または配偶者の生死の明らかでない方で、次の①および②の両方にあてはまる方 ① 年間所得金額が500万円以下の方 ② 生計を一にする子（*2）を有する方	

*1 「婚姻をしていない」とは、法律上の配偶者がいない場合のほか、内縁関係の方や婚約者がいない場合をいいます。

*2 「生計を一にする子」は、他の方の控除対象配偶者または扶養親族でないこと、および年間所得金額が48万円以下であることが必要です。

(B)の特別控除金額の合計 _____ 万円 15ページ上段の特別控除金額★2へ

給与所得の方（会社員・店員・日雇い・パート・アルバイト等）

申込期間に仕事をしている方（会社員のほか、パート、アルバイトの方も含まれます。）の収入が計算の対象です。すでに辞めた仕事については、所得金額を0円としますので計算する必要がありません。仕事を始めた日や休職期間の有無などにより、次の1～4からあてはまるケースを選び、所得金額を計算してください。

1 現在の仕事を始めた日が令和6年1月1日以前で令和6年1月以降に休職期間がない

令和6年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受け る者	住所 又は 居所	(受給者番号)		(個人番号)		(役職名)		氏名 (フリガナ)	
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額			
	内 千 円	千 円	円	千 円	円	内 千 円	千 円	円	円
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	(配偶者を除く。)							
有 従有	老人	特 定	老 人	その他					
		人 従人	内 人 従人	人 従人					

「給与所得控除後の金額」から100,000円差し引いた金額が所得金額です。

- 2か所以上から給与を受けている場合は、支払金額または税込支給額（課税対象外の収入は除く。）を合算したのち、「所得金額」に換算してください。
- 源泉徴収票が出ない方は1月から12月までの収入額を次ページ表1で合計してから表2にあてはめて「所得金額」に換算してください。

2 現在の仕事を始めた日が令和6年1月2日以降で、仕事を始めてから申込期間までの間に休職期間がない。

令和7年9月からさかのぼって12か月分の収入額を次ページ表1で合計してから、表2にあてはめて、「所得金額」に換算してください。

仕事を始めてから12か月たっていない場合は、次ページ表1④のとおり、実際に支払いを受けた収入額の平均月額を12倍して12か月分の見込み金額を計算してから表2にあてはめて、「所得金額」に換算してください。

3 申込期間には復職しているが令和6年1月から申込期間までの間に休職期間があった。

令和7年9月からさかのぼって12か月分の収入額を次ページ表1で合計してから、表2にあてはめて、「所得金額」に換算してください。

復職してから12か月たっていない場合は、次ページ表1④のとおり、復職後の収入額の平均月額を12倍して12か月分の見込み金額を計算してから表2にあてはめて、「所得金額」に換算してください。

4 会社に在籍しているが、申込期間に休職中である。

休職する前の月からさかのぼって12か月分の収入額を次ページ表1で合計してから、表2にあてはめて、「所得金額」に換算してください。

2～4 計算上の注意

- 収入額とは、仕事先からの総支払額です。ただし、課税対象外の交通費や定期代などの収入は除きます。
- 仕事先が2か所以上ある場合は、それぞれの収入額を計算し、合計してから、次ページ表2にあてはめて、「所得金額」に換算してください。

表1 12か月分の収入額（実績額または見込みの額）を計算してください。
計算した収入額を、下の表2にあてはめて、「所得金額」に換算してください。

①働いた年月	②給与（諸手当を含む）	③賞与	
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
合計	か月 (A)	円 (B)	円 (C)

④	$\frac{\text{(B) 給与計}}{\text{(A) 働いた月数}} \times 12$	$+ \text{(C) 賞与計}$	$=$	12か月分の収入額
---	---	--------------------	-----	-----------

計算上の注意

①働いた年月
月の途中から仕事を始めた場合は、その月を除いてください。

②給与（諸手当を含む）
基本給のほか家族手当、住宅手当などの諸手当を含んだ額を記入してください。ただし、課税対象外の交通費や定期代などの収入は除いてください。

③賞与

④12か月分の収入額の計算
支払われた給与が12か月分ないときは、平均月額を12倍して12か月分の見込み額を計算してください。申し込みの時点で、まだ1か月分の給与が支払われていないときは、毎月必ず支払われる固定的給料を12倍して、12か月分の見込み額を計算してください。

表2 表1で計算した12か月分の収入額を、「所得金額」に換算してください。

12か月分の収入額	税法上の所得金額	所得金額	
551,000円未満	0円	0円	
551,000円以上 1,619,000円未満	12か月分の収入額-550,000円	税法上の所得金額 -100,000円	
1,619,000円以上 1,620,000円未満	1,069,000円	969,000円	
1,620,000円以上 1,622,000円未満	1,070,000円	970,000円	
1,622,000円以上 1,624,000円未満	1,072,000円	972,000円	
1,624,000円以上 1,628,000円未満	1,074,000円	974,000円	
1,628,000円以上 1,804,000円未満	<p>● 次のとおり、12か月分の収入額を端数調整します</p> $\frac{\text{12か月分の収入額}}{4} = A$ <p>→ Aの1,000円未満を切り捨てた額 = B → Bを右の計算式にあてはめてください</p>	<p>税法上の所得金額 -100,000円</p>	
1,804,000円以上 3,604,000円未満			$B \times 2.4 + 100,000$ 円
3,604,000円以上 6,600,000円未満			$B \times 2.8 - 80,000$ 円
6,600,000円以上 8,500,000円未満	$B \times 3.2 - 440,000$ 円		
8,500,000円以上	12か月分の収入額×0.9-1,100,000円		

● 「所得金額」が計算によりマイナスになる場合は、0円としてください。

年金を受けている方

- ※ 年金の「所得金額」は、支給を受けた金額ではありません。
- ※ 令和6年1月から12月までに支払を受けたすべての年金を合計し以下の説明により「所得金額」に換算してください。ただし、遺族年金、障害年金は除きます。

令和5年12月以前から年金を受けていて、すべての受給額に変更がない方

「令和6年分公的年金等の源泉徴収票」などで確認してください。

支払を受ける者		住所又は居所	個人番号								
(フリガナ)											
氏名		生年月日	明治	大正	昭和	平成	令和				
			年	年	年	年	日				
区分	支払金額		源泉徴収税額								
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分	千円		円		千円						
所得税法第203条の3第2号・第3号適用分											
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分											
所得税法第203条の3第7号適用分											
特別障害者	その他の障害者	ひとり親	寡婦	一般	老人	特定	老人	その他	美観地の整	障害者の	特別
						人	人	人	人	人	人
源泉控除対象配偶者						控除対象扶養親族					
区別	区分	区別	区分	区別	区分	区別	区分				

「支払金額」に記載の金額を下段の表で所得金額に換算してください。

令和6年1月以降から年金を受け始めた方、受給額が変更になった方

「年金裁定通知書・変更通知書」などの金額を年額とし、下段で所得金額に換算してください。

◎年金収入を所得に換算します。

下表の計算式で所得金額に換算してください。

本人の年齢	年金収入額	→	税法上の所得金額	→	所得金額
65歳以上	1,100,000円まで		0円		0円
	1,100,001円～3,299,999円		年金収入額－1,100,000円	→	税法上の所得金額－100,000円
	3,300,000円～4,099,999円		年金収入額×0.75－275,000円		
65歳未満	600,000円まで		0円		0円
	600,001円～1,299,999円		年金収入額－600,000円	→	税法上の所得金額－100,000円
	1,300,000円～4,099,999円		年金収入額×0.75－275,000円		

上記で計算した所得金額を申込書の「年間所得金額」の欄に記入してください。

- ※ 公的年金の他に収入（給与や個人年金等）のある方は、それぞれの所得を計算し合計した金額を申込書の「年間所得金額」欄に記入して下さい。

